

地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更の概要 (令和5年9月閣議決定)

(変更前) 標準化基本方針 (令和4年(2022年)10月)

- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」
- デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握

令和4年度(2022年度)スケジュール調査

- 令和7年度(2025年度)への移行団体の集中・工数や需給ギャップの課題 が浮き彫りに

変更後

- 自治体は、「基幹業務システムを令和7年度(2025年度)末までに移行」することを堅持

<POINT①> 移行集中の課題解決のため

- ⇒ システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、国は、令和5年度(2023年度)中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援
- ⇒ 課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定

<POINT②> 新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため

- ⇒ 令和7年度(2025年度)末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保